

自習課題関係文書不公開決定審査請求事案その3（番号6）

| | | |
|----------|---------|--|
| 審査会の結論 | | 諮問実施機関（大阪府教育委員会）の判断は妥当である。 |
| 行政文書公開請求 | 請求日 | 令和元年8月7日 |
| | 請求内容 | <p>請求する文書は以下のとおり。</p> <p>1-1. 第2準備書面4頁に、「自習監督が自習の成立が困難な状態になっていることを首席に相談したことがきっかけで生じた事案」とあるとおり、府立〇〇高校において自習がどのようなものとして定義されるのかがわかる文書。</p> <p>1-2. 第2準備書面4頁に、「自習監督が自習の成立が困難な状態になっていることを首席に相談したことがきっかけで生じた事案」とあるとおり、府立〇〇高校では、どのような状態であれば自習が成立しているのかを判断することのできる根拠がわかる文書。</p> <p>1-3. 第2準備書面4頁に、「自習監督が自習の成立が困難な状態になっていることを首席に相談したことがきっかけで生じた事案」とあるとおり、府立〇〇高校では、どのような状態であれば自習の成立が困難となるかを判断することのできる根拠がわかる文書。</p> <p>2-1. 第2準備書面4頁に、「〇〇高校における申し合わせとして、教務部が職員会議で説明している」とあるとおり、平成29年度において当該職員会議で説明された際の記録。</p> <p>2-2. 第2準備書面4頁に、「〇〇高校における申し合わせとして、教務部が職員会議で説明している」とあるとおり、平成29年度において当該職員会議で説明された際の配付資料。</p> <p>3. 大阪府行政文書管理規則別表（第十七条関係）において、高校で適宜出題される「自習課題」がどこに該当するのかがわかる文書。</p> <p style="text-align: right;">以上6件</p> <p>〇〇裁判所 平成〇〇年（〇〇）第〇〇号「〇〇請求事件」における被告第2準備書面（すでに別件で提出しているので4頁のみ）を添付する。なお、被告は〇〇であり、〇〇である。</p> |
| | 実施機関の決定 | <p>令和元年8月21日付け教高第2570号による不公開決定。</p> <p>【公開請求に係る行政文書を管理していない理由】</p> <p>本件公開請求に係る1-1、1-2、1-3及び3については、作成していないため、管理していない。</p> <p>※本件請求内容は、1-1、1-2、1-3及び3に係るものである。</p> |
| 審査請求書 | 請求日 | 令和元年8月29日 |
| | 趣旨 | 処分を取消しを求める。当該文書の公開を求める。 |
| | 理由 | <p>本件において不公開とされるうち、1-1については、「自習の成立が困難」とあるように、何を以て自習が成立するのかが分からなければ、それを困難と判断することはできないため、当然その根拠が存在するはずである。1-2、1-3についても、1-1と同様に、何を以て自習が成立するのかが分からなければ、成立しているかどうかの判断ができないため、当然その根拠が存在する。</p> |

| | | |
|--|-----|---|
| | 理由 | <p>3については、期末テスト等の定期考査が行政文書として公開対象となっているため、同様に自習課題も公開対象となっていることが推察されるが、既に教育委員会はこの文書を破棄しており、行政文書の管理が不適切である疑義がある。行政文書であれば、保存期間が定められているため、これを請求するものである。よって公開を求める。</p> |
| | 弁明書 | <p>審査請求人が情報公開請求を行った1-1、1-2及び1-3については、府立〇〇高等学校において、作成していないため存在しない。3については、大阪府教育委員会において作成していないため存在しない。したがって、不存在による非公開決定したことは妥当である。</p> <p>なお、「自習課題」は生徒が学習を進める上での一時的かつ補助的な文書であることから、保存期間を定める必要性がなく、その使用目的を果たしていることから、破棄したものであり誤廃棄にはあたらない。</p> |
| | 反論書 | <p>1-1については、そもそも自習がどのようなものか定義されていなければ「自習の成立が困難な状態」になることはないため、自習がどのようなものか定義された文書があることは自明である。</p> <p>1-2については、そもそも自習の成立がどのようなものか定義されていなければ「自習の成立が困難な状態」になることはないため、自習がどのような状態であれば成立するのか定義された文書があることは自明である。</p> <p>1-3については、そもそもどのような状態であれば自習の成立が困難であるのか定義されていなければ「自習の成立が困難な状態」になることはないため、自習がどのような状態であれば成立が困難であるのか定義された文書があることは自明である。</p> |
| | 判断 | <p>1 本件請求1-1から1-3について 第五3(2)イのとおり判断する。</p> <p>2 本件請求3について</p> <p>(1) 大阪府教育委員会行政文書管理規則(以下「規則」という。)第17条第1項は、「文書管理者は、別表に定める基準に従い、行政文書の保存期間を定めるものとする。ただし、別表に掲げる行政文書以外の行政文書であって、一時的かつ補助的な用途に用いるものについては、保存期間を定めないことができる。」と定めている。</p> <p>(2) 自習課題は、個々の教職員により、学習指導要領や各学校において定める教育課程に沿って作成され、生徒の学習という用途に使用されるものである。このような自習課題の性質に鑑みれば、特段の事情がない限り、後に第三者がその内容の検証等を行うことは予定されておらず、行政文書として保存する必要性は低いものであるから、実施機関が、自習課題を、規則第17条第1項ただし書の「別表に掲げる行政文書以外の行政文書であって、一時的かつ補助的な用途に用いるもの」に該当すると判断したことは、不合理ではない。</p> <p>この考え方に従えば、自習課題は規則別表のいずれにも該当しないのであり、保存期間がないものであるから、これを破棄していたとしても不合理ではなく、</p> |

| | |
|-----|--|
| 判 断 | <p>文書が存在しないことは不合理ではない。</p> <p>3 よって、「審査会の結論」のとおり答申する。</p> |
| 経 過 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和元年 8 月 7 日 同月 5 日付け公開請求 ・ 同月 21 日 不存在非公開決定 ・ 同月 29 日 審査請求 ・ 令和 2 年 1 月 29 日 弁明書 ・ 同年 2 月 14 日 反論書 ・ 同年 3 月 3 日 諮問 |